

令和2年6月1日

県所管域（指定都市及び中核市を除く）
指定障害者支援施設 } 管理者各位
指定療護介護事業所 }

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
障害サービス課長
(公印省略)

特別養護老人ホーム等の配置医師に係る現況調査について（依頼）

本県の障害福祉行政の推進につきましては日頃から御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、医師の配置が義務付けられている特別養護老人ホーム等の施設における配置医師にあつては、当該施設の入所者の患者に対して行った診療について、介護報酬、自立支援給付、措置費等の他給付において評価されているため、医療保険にて算定できる診療報酬項目に制限があるところです。このことを踏まえ、別添「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について」（平成30年3月30日付け保医発0330第3号厚生労働省保険局医療課長通知）に基づき、医療保険の適正な給付を図る観点から、都道府県知事は当該施設の配置医師に係る情報等を把握し、必要に応じて市町村等に周知するよう努めることとされております。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、標記の件について別紙様式により御回答くださるようお願いいたします。

※回答にあたっては、法人単位でとりまとめの上、ご提出ください。

※例年、複数の配置医師が在籍していても1名分のみ回答する施設がありますので、必ず全員分回答するようお願いいたします。

- 1 調査時点 令和2年1月1日現在
- 2 対象 別紙【参考】のとおり
- 3 調査票等 【別紙様式】のとおり
※「障害福祉情報サービスかながわ」 ⇒ 「書式ライブラリ」 ⇒
「1. 神奈川県からのお知らせ」 ⇒ 「1 神奈川県からのお知らせ」
- 4 報告方法 電子メール
神奈川県福祉子どもみらい局福祉部 障害サービス課福祉施設グループ 谷岡 宛
メール tanioka.bmj@pref.kanagawa.jp
- 5 報告期限 令和2年6月15日（月）

問合せ先
福祉施設グループ 谷岡
電話 (045) 210-1111 内線 5035
メール tanioka.bmj@pref.kanagawa.jp

【参考】 調査対象となる医師について

本調査の対象となる医師は以下のとおりである。

- (1) 病院又は診療所と指定障害者支援施設（障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を行う施設に限る。）が合築又は併設されている場合の当該病院又は診療所の医師
- (2) 障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）第4条第1項第1号の規定に基づき、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を行う施設に限る。）に配置されている医師
- (3) 障害者総合支援法第5条第6項に規定する療養介護を行う事業所に配置されている医師